

お知らせ



更新対象者

2022年度は生涯学習制度改定が実施され、非常に多くの方が登録理学療法士を取得されています。

登録理学療法士の取得状況は下記よりご確認ください。

【確認方法】 生涯学習管理 > 履修状況確認 > 登録理学療法士(更新)のタブ > 有効期限



更新の流れ

要件1 : **50ポイントの取得**

要件2 : **更新時研修(eラーニング)の受講**

上記要件を年度末に満たしていた場合、**自動で更新**となります。



更新時研修は eラーニングで受講!

【eラーニング検索方法】

セミナー検索 > セミナーID:156270 で検索

【eラーニング視聴方法】

生涯学習管理 > セミナー申込状況確認 > 詳細

※3/30までにお申込みください!

年度末に
自動更新!

- ✓ 50ポイントの取得
- ✓ 更新時研修受講(無料)

2027年
3月31日

ポイントの取得方法



学会、研修会に参加



eラーニングを視聴



ニュース・雑誌の問題解答



登録理学療法士の更新は、
皆さまの継続的な学習を認証し、
ジェネラリストであることを社会に
対して示す資格制度です!

皆さまが職場や患者さま・利用者
さまにアピールできる資格であると
同時に、理学療法士全体の社会的
信頼を担保する制度となっています!



公益社団法人
日本理学療法士協会
Japanese Physical Therapy Association

更新が難しい方は**次項**をチェック



延長申請制度について

※理学療法士の資格をお持ちでない方は対象外です

下記の申請条件を満たしている場合は、延長申請が可能です。
延長申請が認められた場合、**1年間有効期間が延長**されます。
申請期間を過ぎた場合は認められません。（最大2回まで申請可能）



申請期間

2026年8月3日～2027年2月20日



申請方法

生涯学習管理 > 履修状況確認 > 登録理学療法士（更新）
> 履修状況確認 > 延長申請

申請条件 | 有効期限から過去5年間に以下に該当する

1



連続して6か月以上の期間にわたり、
医師の指示に基づく療養（治療・療養のための休業等）を
要するケガまたは病気があった場合

2



出産または6歳以下の子の養育を担っていた場合
(2016年度～2026年度にお子さんが生まれた場合)

3



親族（2親等以内）が要介護認定2以上、またはこれに準ずる状態にあり、
その介護を担っていた場合

4



連続して1年以上の期間における海外留学または海外赴任の場合



※既に50ポイントを取得された方が延長した場合、
2026年度の活動は次回の更新に利用できないのでご注意ください。



上記にも
該当しない場合…

猶予措置期間となり、**2028年度中**は登録理学療法士を保持。
更新要件に合わせて**追加要件を満たされた場合に更新!**

追加要件

- ・日本理学療法学会研修大会の参加
- ・ブロック学会の参加
- ・都道府県学会の参加

更新の要件に利用した場合、
学会等の参加ポイントは
取得できません!

	必要な参加数
6年目	1つ以上
7年目	2つ以上

上記3つのうち…
2027年度末までに
いずれか1つ受講していれば更新
2028年度末までに
いずれか2つ受講していれば更新
(ブロック学会+ブロック学会もOK)

※同一カテゴリ内で複数回参加した場合もそれぞれ1回としてカウント可